

支部ニュース

2024年7月8日合併号 No.608

発行 自由法曹団東京支部
〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399

- 都知事選総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・幹事長 西田 穰
- 都知事選挙を振り返って・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局次長 浅野 ひとみ
- 選挙における干渉・弾圧事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・国民救援会東京都本部 事務局長 藤田 力 氏
- <事件報告>東京都教育委員会によるスクールカウンセラー大量「雇止め」について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・中野すずらん法律事務所 久保木 亮介
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・中野すずらん法律事務所 猪股 佑介
- サマーセミナー まもなく開催！・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局長 早田 由布子
- 幹事会報告（6月）
- 幹事会報告（7月）

都知事選総括

幹事長 西田 穰（東京東部法律事務所）

2024年7月7日、東京都知事選挙が行われ、小池百合子現都知事が再選した。

自由法曹団東京支部は、革新都政実現、都民が主人公となる都政の実現を掲げ、蓮舫候補の支持決議を挙げて、支援を表明したが、残念ながら石丸伸二候補にも及ばず第3位（得票率18.81%）にとどまった。



1 雑感

今回の結果は想定外であった。

もちろん、選挙期間中のマスコミ報道では、小池候補有利、石丸候補が支持を拡大しているといったものが多々あり、そのため本結果が生じる可能性は想定できたはずと指摘を受ければそのとおりである。

しかし、やはりここまでの惨敗という結果は想定外であった。

実際、選挙の結果待ちをする蓮舫候補の選挙本部に、団支部事務局次長の浅野団員が同席していたが、ゼロ打ち（開票率0%に近い段階で当選確実の報道がなされる）となったことには驚きしか出なかったとのことである。選挙の結果に確信を得ていたわけではないにしても、ここまでの惨敗は予想していなかったからである。

2 選挙運動について

惨敗の予想ができなかった理由として、現場レベルの運動は、比較的盛り上がっていたという点がある。

自由法曹団東京支部では、他団体とも協力し、選挙期間中に3回の街宣活動を実施した。6月28日新宿南口宣伝、7月1日中野駅頭宣伝、7月3日東京地方裁判所前朝宣伝である。新宿南口宣伝は、団員でもある山添拓参議院議員の支援者たちでもある「YAMA部」との共催であったが、東京支部の弁護士・事務局で40名以上、YAMA部の方も合わせて60名以上が、2時間にわたり宣伝行動を行った。中野駅頭宣伝も団支部のサポート次



6月28日新宿南口宣伝



長である藤原団員が司会を務め、これも30名程度

7月1日中野駅頭宣伝

の参加を得て宣伝行動を行った。裁判所前宣伝も、弁護士事務局合わせて延べ約30名が、朝9時から10時にかけて裁判所前で宣伝行動を行った。また、今回の選挙では、1人で街宣を行う「1人街宣」に取り組む団員の報告もいくつかあり、新しい選挙運動の取り組みができていた。

団東京支部が頑張れば選挙に勝てるといったおこがましい思いは持っていなかったが、少なくとも過去の選挙と比較して、今回ほどの惨敗を喫するとの認識を持てなかったのは、それなりに現場レベルでは選挙運動に盛り上がっていたという点が挙げられる。

3 敗因

今回のような惨敗を喫した敗因は、やはり「蓮舫候補に対し、投票すべき人が投票しなかった」という点にあると考えられる。

数字の例で挙げれば、都知事選挙と同日開催された都議補選の板橋選挙区では、日本共産党が支持した竹内愛候補が6万2749票を獲得したのに、蓮舫候補は4万9982票しか獲得できていない。竹内候補が本来の支持基盤を超えて票を獲得したともいえるが、同じ支持層を抱える蓮舫候補が竹内候補の得票よりも1万票以上も少ないのは「投票すべき人が投票していない」ことを示唆する。

団支部内の議論でも、蓮舫候補が候補者として選定されたことに疑問を呈する声があった（なお、選定委員会には団東京支部からも人を出しており、このような声があったこと自体残念である）、電話掛けをしていると蓮舫候補に拒否感を示す声が少なからずあった、といった報告が出ていた。実際、個人の経験としても、今回の選挙は知名度の高い方（蓮舫候補）の応援であったため、候補者の名前やその人となりを説明する必要ない点でやりやすい電話かけであったが、名前を伝えた段階で「何で」と聞き返されることが少なからずあった。「小池都政を変えなければならない」との説明で納得してくれたが、消極的説得に留まってしまったケースがある点は反省点である。

また、団支部内の議論では、国政選挙や地方議員選挙とは異なる首長1人を選出するポピュリズム選挙に対する懸念も出た。すなわち、選挙運動期間中のTicTokでは、10代から30代の層において石丸候補が圧倒しており、石丸候補が当選するのではとの情報も流れていた。こういった年代層には投票率等の問題があると考えていたが、実際の結果（10代、20代では石丸候補が1位、30代、40代でも石丸候補がかなりの割合を占めている）を踏まえると、こういった選挙戦略（石丸候補の街頭演説は、SNSで流すことを想定して行われている）が必要であり、従来方の動員をかけて人を集めて街頭演説を行うといったやり方だけでは（ポピュリズムの）選挙は勝てない、といった意見も出ている。軽視できない意見であると考えられる。

4 今後に向けて

野党共闘下で、知名度のある候補者でたたかった選挙であったという点を踏まえると、今回の選挙は惨敗である。

但し、野党共闘が失敗したのかという観点で考えると、必ずしもそうとはいえない。投票率が60%を超え（60.62%）、前回（55.00%）よりも有効投票数が1割以上も増加したにもかかわらず、小池候補への投票数は70万票以上減少し、前回の59.75%の得票率から今回42.77%まで下がっている。意味のない比較になるかもしれないが、2位の石丸候補と3位の蓮舫候補の得票数を合わせると小池候補の得票数を上回る。同日投票だった東京都議の補選では、9の選挙区のうち、自民党が勝ったのは2選挙区だけであった。野党共闘の失敗というより、既存政党に対する政治不信、政治の変化を求める声に既存政党が対応できなかった、というのが本当のところではないかと思われる。

同じ失敗を繰り返さないために、無党派層を取り入れる取り組みとして、こちらの政策を分かりやすく変化に対応していることを訴えるツールの構築が考えられる。特に定数1を争う選挙においては、従来の選挙戦略、選挙運動の重要性・必要性は残しつつも、若い世代（なお、今は若い世代に限らずS

NSで情報収集をする高齢者層も増えている)をターゲットにしたSNSを活用した選挙運動、特に、大衆に理解しやすい内容(ワンイシューとは言わないが、短時間で候補者の政策・訴えが分かりやすいもの)を、動画媒体で費用をかけてでも作り出し、広めていくといった戦略は考えていく必要があると考えられる。

5 選挙の自由に関して

選挙運動の自由の観点から、選挙運動期間中に起きた干渉等案件についても言及しておく。

東京都知事選挙、東京都議会議員補欠選挙の選挙運動期間に、弾圧対策本部(本部長野澤裕昭自由法曹団東京支部支部長)に報告のあった選挙妨害・干渉事例は全部で7件あった。しかし、うち警察による干渉といえる事件は1件のみ(共産党のポスターの貼ってある家に警察官が聞き込みに来た)で、残りはすべて民間同士のトラブルが原因の事例である(区内の共産党の掲示板が破壊された、予定候補者の街宣中に大声で演説妨害をする者がいた、配布する東京民報等のビラが公選法違反だとして警察に通報された等)。また、シールアンケート対話中に「迷惑系」ユーチューバーに絡まれ、警察官が現場に来たという事案もある。上記7件のなかにはそもそも警察官が干渉していない事例もあり、また任意同行、逮捕案件は0であった。

一部適切とはいえない警察対応もあったが、概ね国家権力による選挙運動の弾圧といった動きは回避できたといえる。

他方、近年増加傾向にあるのが、民間人による選挙妨害行為からの警察介入事案である。つばさの党による悪質な選挙妨害例はいうまでもなく、故意か無知かは不明であるも、街灯での選挙運動、政治活動に対し、公選法違反を主張して、演説者等に絡んでくる案件が増加している。その結果、その者とのトラブルに発展したり、もしくはその民間人が110番通報したりすることで、警察官が当該選挙運動・政治活動に間接的に関与してくる警察介入事案は少なくない。

いわゆる「べからず選挙」を定める公選法を悪用し、民主的勢力や革新勢力の力をそぐために行われる警察等の権力機関による弾圧事件を従来型の弾圧事件とすると、上記類型の弾圧事件(と呼称するかも疑問。妨害事件)では、民間人が警察を利用して介入しようとしてくるため、多くの場面において、警察と対立するのではなく、警察を取り込む(協働する)ことで、速やかに事態の終息を図る役割が団員弁護士に求められる。今後は、現場におけるより正確・適切な対応が団員弁護士に求められると考える。

また、悪質な選挙妨害事件が発生しているとはいえ、これを刑罰規定で取り締まりを強化する方向で解消しようとすることは、結果として、選挙運動の自由の萎縮をもたらしかねない。自由法曹団東京支部としては、選挙運動の自由、政治活動の自由を第一におき、法改正による処罰強化の流れに歯止めをかけ、悪質事例については、公選法違反を持ち出すことなく、個別の事例で刑法典をはじめとする現行法で対応できることを示していく必要がある。

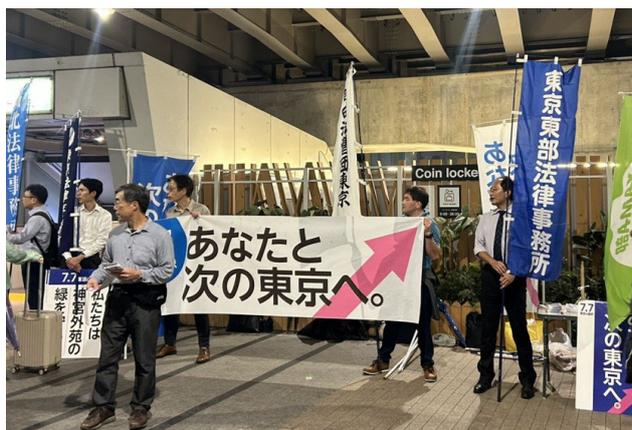
都知事選挙を振り返って

事務局次長 浅野ひとみ（東京法律事務所）



今年7月7日に行われた都知事選挙で、事務局次長として、都知事候補者選定委員会に参加させていただき、団支部での運動づくりにも携わりました。

都知事候補者選定委員会は、市民と野党と一緒に都知事候補者を検討するために設置された委員会で、支部では都政担当として、私が参加させていただきました。今までこのような会議に参加した経験がなく、最後の最後まで緊張しておりました。しかし、各市民団体や野党各党からの代表者が一同に会して、小池都知事との対決候補者を議論する様子は非常に刺激的で、改めて自身の中でも、真剣に都知事候補者として求められる人物像や選挙での打ち出しについて深く検討する機会となりました。選定委員会において、蓮舫候補の名前が挙がった時は、私自身も蓮舫議員なら小池都知事と渡り合える候補であるという確信を持ちましたし、最終的に選定委員会は蓮舫議員を都知事候補として立てることとなりました。自分自身が是非立候補してほしいと願っていた候補者に、同じ選定委員会のメンバーが働きかけ、候補として擁立することになり、私も選挙運動の中心メンバーとしての自覚を持つことになりました。



6月28日新宿南口宣伝

そして、団支部としては、選挙期間中に合計3回宣伝活動を行いました。事務局次長として初めての都知事選挙で、支部の運動作りについて慣れておらず、右も左もわからない状況でしたが、事務局メンバーや同じ事務所内の支部員の方々に支えられながら、何とか宣伝活動を実施することができました。お知らせが直前となってしまったにもかかわらず、多くの支部員の皆様にご参加いただき感謝申し上げます。

今回の都知事選挙の結果は、小池都知事の再選に終わり、非常に残念な結果となりました。開票日当日は蓮舫候補の中継会場で待機しておりました。

午後8時に小池都知事の当選確実と蓮舫候補の3位予測が報道され、唖然としました。蓮舫候補が立憲民主党を離党し、国会議員も辞職して、市民と野党の統一候補として立候補した覚悟を私も受け止め、今回の選挙は負けられない選挙という思いで選挙運動に取り組んでいたからこそ、この報道には愕然としました。選挙後もしばらくは、自民党政治への批判が高まる中、市民と野党が知名度も実績もある候補を立てて闘っても勝てないのなら、一体どうすれば良かったのか等と悩みました。

しかし、改めて今回の選挙を振り返ってみると、初めて市民と野党が統一の候補者を選定し、一緒に当選を目指して闘い抜くことができたことが一番の成果であったと実感しました。大きな歴史的な流れから見れば、この動きは社会変革に向けた大きな前進であり、次回以降の選挙でこの経験を生かして、次こそは社会変革を実現することが求められていると思います。特に、SNS やネット動画を利用した選挙活動、若者世代への打ち出し方などは分析する必要があると考えており、今回の経験は、支部としても引き

継いで、次の選挙を迎えられるよう工夫できればと思います。

最後に、今回このような貴重な経験をさせていただき、感謝申し上げます。今回の経験が無駄にせず、今後の活動に活かしてまいります。

選挙における干渉・弾圧事例

※本稿は、2024年6月27日開催の団東京支部6月幹事会において報告いただいた内容を、支部執行部において原稿化したものです。

国民救援会東京都本部 事務局長 藤田 力 氏

1 干渉・弾圧事件の現状

ここ最近では、公職選挙法違反の検挙件数が減少しており、弾圧事件も減少してきている。1989年の上田事件以降、東京で発生した公選法弾圧事件はない。これは、選挙の際に、各警察署に対し、公正で自由な選挙を求める請願や民間パトロールを実施してきた成果である。葛飾事件も、地裁は無罪判決を獲得した。また、マンションへのポスティングは民事でも刑事でも責任を負わないという最高裁の判例もある。

2 干渉・弾圧事例

(1) 聞き込み

例えば、警察官が自宅を訪問して「近所で特殊詐欺が流行っている」などと述べ、ドアを開けさせ、「日本共産党がこのようなビラを撒いていませんか」と聞いてくる事例等である。

上記のような聞き込みは、有権者に対して畏怖させ、特定の政党を指して違反ビラを撒いていないか威圧する行為であり、許されるものではない。

(2) 張り込み

例えば、警察官が特定の事務所を監視しているケース等である。

以前、大つきかおりさんの事務所から問い合わせがあり、翌日民間パトロールを行ったことがある。私自身も怪しい人物を見つけたが、警察官とは特定できなかった。

(3) 職質

2021年の都議選の選挙期間中に、葛飾区で、法定ビラを全戸配布していたところ、支援者が警察官から職質を受けた。そして、職質の際に、支援者は警察官に対しビラを提示したが、警察官は執拗に質問を続けた。この件を受けて、救援会から亀有警察署に対し、違法な行為と決めつけて職務質問をすることは許されないと抗議した。

(4) ポスティング

2020年月島で、支援者がドアポストを行い、住民にお叱りを受けたが、違法な行為ではないと解釈してポスティングを続けたところ、住民に通報され、警察に連行されてしまった。この件は、その後すぐに解放された。

また、豊島でも、支援者が集合住宅にポスティングを行い、住民とトラブルとなった。その後、支援者が救援会に連絡をして、城北法律事務所の弁護士がすぐに現場に駆けつけ、大事にならずに解決

した。

2023年統一地方選挙でも、集合ポストにポスティングをしていたところ、住民からチラシお断りと書いてあると言われ、通報された。警察官が駆け付けたが、事件化はせずに収まった。

救援会では、公正で自由な選挙を求める要請を通して、警察署に対し、ポスティングは選挙の情報伝達であり重要な意義がある活動であるため、ポスティング活動も保障するよう求めた。

(5) 赤旗配達ドライバー不当逮捕事件

今年の4月28日未明にしんぶん赤旗の配達員が一時停止違反で職質され、車内からピックアップ法違反のバールが出てきて、現行犯逮捕された事件。しかし、そもそも職質の理由は道路交通法違反であるにもかかわらず切符は切られておらず、明らかに車内を捜索するための職質であった。特に、ポスト卸はルートが決まっており、張り込みやすいという特徴があるため、しんぶん赤旗の読者の情報収集目的に張り込んでいた疑いもあった。

逮捕から数時間後に、弁護士が日野警察署に駆け付け、接見した。救援会の会員も日野警察署前に40名ぐらい集まり、抗議した。これら迅速な対応が功を奏し、当該配達員はすぐに釈放された。その後も運動を続け、1か月後に不起訴となった。

3 まとめ

今年の都知事選でも、①東京民報の配布が事前運動に当たるとして、市民から警察に通報されたケース、②東京民報の配布をしていたら、住民が号外200枚を奪い取って立ち去ったケース、③日本共産党のポスターを張っている事務所に警察官による聞き込みがあったケースが発生した。

干渉・弾圧が起きた場合に、弁護士がその場に駆け付けるとするのが大事であると実感しているので、今後も是非協力をお願いしたい。

<質疑応答>

西田 検挙件数が減ってきているが、今回は減るのか

藤田 分からない。この検挙件数は、立件されていないものも含む

<意見交流>

平井 SNS を利用した選挙運動に関して問合せが増えてきているので、弁護士は説明できるようにした方がよい

西田 今回の都知事選挙では公選法以前の問題（わいせつ物陳列等）も発生している。我々は自由で公正な選挙を求めている立場であり、今回のようなケースが発生した場合にどのように指摘していくのかが悩ましい。

金 今回のような問題が発生した場合に、単に政治活動の自由とってしまうのか、それとも現に発生した事象によって苦しんでいる（我慢している）人がいることに向き合って考えるのかが問われているのではないかと。何が違反に該当するのか、該当しないのかは、弁護士として説明できる必要がある。

早田 ネット上の選挙運動が解禁され、よくわからないで選挙運動をやってしまう人もいれば、生半可な知識で公選法違反だと言ってしまう人も出てきている。ネットでの選挙運動は、公選法違反に該当することと該当しないことをまとめる必要がある。

今回の都知事選で行われた選挙ポスター問題等は、民主主義に対する冒とくなので、批判して

いく必要がある。

藤田 市民の目線で、今回の選挙ポスターはどうかのについて考えてもらう機会を作る等、工夫して運動作りが出来たら良い。

大井 規制を強化する方での公選法の改正が言われているので、政治活動の自由との整理が必要。

早田 公選法違反が非常にアンバランスな規制となっている。過剰な規制を強いる一方で、今回のポスター事例等は規制しきれていない。

公選法違反にあたるのかどうかの問い合わせは、あすわかにも来る。

＜事件報告＞

東京都教育委員会による

スクールカウンセラー大量「雇止め」について

中野すずらん法律事務所 久保木 亮介

都内の公立学校に配属されているスクールカウンセラー（SC）は、2020年3月までは「特別職非常勤職員」として、同年4月以降は「会計年度任用職員」として任用され、児童や保護者を支援してきた。しかし、東京都は今年1月下旬、1096名の応募者のうち約250名に対し、任用しない旨の結果を通知し、かつてないSCの大量の「雇止め」を強行した。

以下では、SCの業務の性格と意義、「雇止め」強行の経緯、去る6月に東京自治労連弁護士団が東京都に提出した意見書の概要を紹介する。



教育を受ける権利を支えるSCの業務

SCは、悩みを抱える児童生徒やその保護者、教職員らに助言する専門職で、臨床心理士や公認心理師といった資格が求められる。東京都では、公立の小中学校と高校全2068校のほか、都立特別支援学校の13校に計1565人の都SCを配置（2023年度）。

通学に支障を生じている児童生徒を含め、児童と学校の実情を常に把握し支援するSCの仕事は、子どもの教育を受ける権利（憲法26条）を実現する上で重要な役割を果たしている。通常、SCは一つの学校を6年以上担当し、じっくりと時間をかけて児童や教職員との信頼関係を築いてゆく。資格と専門性のみならず、経験と熟練をも要する業務である。

かかる業務の基本的性格から、そもそもSCを非常勤職員と扱うこと自体相当とは言いがたかったが、それでも「特別職非常勤職員」の時代には、再任用を重ねることで地位の不安定さの問題は一応解消されていた。

しかるに、2020年度から会計年度任用職員制度が開始され、SCも「会計年度職員」に移行させら

れた。東京都は会計年度任用職員の任用を原則上限4回としており、2023年度に任用上限を迎えた東京都のSCは、全くの新規採用扱いで公募に応じる以外に業務を継続する方法がなくなった。

そして、東京都は冒頭に述べたSCの大量の「雇止め」を強行したのである。

東京自治労連・心理職ユニオン（東京公務公共一般労組・心理職一般支部）に労働相談が寄せられ、約30人のSCが加入した。2月の都教委との団体交渉では「子どもや保護者たちから泣かされてしまった」「生活が成り立たない」との痛切な訴えがなされたが、都教委は新規採用は公平公正になされている旨を繰り返し述べるのみで、大量雇止めの撤回を拒んでいる。

東京自治労連弁護団による意見書の提出と申入れ

東京自治労連弁護団は、6月12日、東京都に対し、「東京都のスクールカウンセラー大量『雇止め』の撤回を求め、東京都の教育行政の充実を求める意見書」を提出し、都庁内で記者会見を行った（代表平弁護士・三多摩LO、笹山弁護士・東京LO、事務局長久保木および公務公共一般から2名）。

意見書で指摘した今回の大量「雇止め」の問題点は下記のとおりである。

(1) SCがいなくなることで児童生徒らが混乱し、保護者や教員も対応に苦慮し、ひいては児童生徒らの学校生活がこれまでと同水準の内容が確保できなくなる事態が想定され、児童生徒らの教育を受ける権利の侵害になりかねない。

(2) 「雇止め」された職員の側には、なんら勤務実績や内容の問題性が指摘されていない。

今回「雇止め」されたSC達は、学校における勤務評価、学校長による評価がなされ、高評価を得ており、学校からの信頼が厚い者が多い。民間の法理（労働契約法第19条）との均衡を無視して、自治体が長期の勤務実績のあるSCを合理的な理由なく「雇止め」することはあってはならない。

(3) 採用基準の不明確性や面接の問題性

「雇止め」をされたSCたちが参加する上記の公務公共一般労組・心理職ユニオンとの交渉において都教委は、今般の公募による採否においては、過去の勤務実績を考慮せず面接のみで採否を決定した旨回答している。

地方公務員法15条は「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定しており、SCの業務に相応しいか否かの検討にあたっては、それまでの勤務実績やその評価を踏まえて判断すべきである。

もしその点を考慮しないなら、いかなる採用基準であるのかを明示すべきであるが、都教委はこれに回答しようとせず、極めて不当である。

心理職ユニオンが都SCを対象に行った調査（回答総数728件）では、年齢が高く勤続年数が長いほど雇止めされた人の割合が高く、勤続21年以上のSCの36%が雇止めされている。他方、完全な新規応募者783名中441名が合格しており新規応募者の合格率が例年に比べて非常に高い。今回の「雇止め」は、ベテランと新人の入れ替えを意図して行われたことが強く推認される。

さらに、面談を受けたSCの体験からは、圧迫面接のような面談であった事例も報告されている。圧迫面接であればそれ自体がハラスメントを規制するわが国法制度に照らし違法なものである可能性があり、そうでないとしても、面接の基準が厳正かつ公平なものであったかを疑わせるものであって「雇止め」の理由に合理性があったとは認めがたい。

(4) 以上に照らせば、これまで長期の勤務実績があり、勤務評価に問題のないベテランSCで、引き続き勤務を希望する者を「雇止め」したことは、違法というほかはない。

弁護団は以上を指摘した上で、東京都に対し、①従来のSCが不在となった学校において学校生活に問題が生じていないかの実情把握と必要な措置をとること、②「雇止め」されたベテランSCのうち、希望者について今からでも任用すべきこと、③会計年度任用職員制度の在り方自体の見直しを申し入れた。

おわりに

東京都知事選挙で、蓮舫候補がSCを含め非正規の専門的職員の待遇改善を公約に掲げる等、この問題への注目は高まっている。また、大量「雇止め」に遭った当事者が提訴に進むことも考えられる。

今後の注目と支援をお願いする次第である。

以上

<参考>

東京都教委が250人大量「雇い止め」 スクールカウンセラーを3月末 契約更新の選考基準も不透明 (東京新聞 畑間香織)

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/313234>

都の学校カウンセラー「250人雇い止め」の衝撃 学校や保護者から評価高く、経験豊富なSCが… (東洋経済 藤田和恵)

<https://toyokeizai.net/articles/-/740327>

【声明】「教育・福祉に関わる心理職の雇用形態の改善を求める～東京都公立学校スクールカウンセラー不再任問題をうけて～」 - JACDP 一般社団法人 日本臨床発達心理士会

<https://jacdp.jp/important-news/n240318/>

WEB 東京民報安定雇用へ任用限度撤廃を 都SC雇い止め 心理職ユニオンが国に要請(2024年4月14日号) 東京が見える！東京を変える！週刊新聞『東京民報』のニュースサイト Web 東京民報です WEB 東京民報 (tokyominpo.com)

<https://www.tokyominpo.com/2024/04/13/%E5%AE%89%E5%AE%9A%E9%9B%87%E7%94%A8%E3%81%B8%E4%BB%BB%E7%94%A8%E9%99%90%E5%BA%A6%E6%92%A4%E5%BB%83%E3%82%92%E3%80%80%E9%83%BDsc-%E9%9B%87%E3%81%84%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%80%80%E5%BF%83%E7%90%86/>

スクールカウンセラー250人の大量「雇い止め」撤回を求める意見書 東京都教育庁に対し東京自治労連弁護団：東京新聞 TOKYO Web (tokyo-np.co.jp)

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/333084>

新人紹介

中野すずらん法律事務所 猪股 佑介



初めまして。今年から中野すずらん法律事務所に入所しました、猪股佑介と申します。修習期は76期です。法学部卒業後は、原宿の某有名ラーメン屋でアルバイトをし（数年）、某電気通信系大学の夜学コースを卒業し（4年）、ベンチャー企業で法務・総務の仕事をしたり（2年）、先物や株式のディーラーをしたり（1年）、三井物産系子会社で決算を作る、仕訳を切る、規程整備コンサルティングをする、オーダーメイドな契約書を作る、IT支援をするなど雑多なことをしてきました（12年）。

こうして経歴を書きだすと、改めて雑多な経歴だったと思うのですが、今振り返ってみて思うのは、「お客さまに感謝される」とはどういうことなのか、「生きるとはどういうことなのか」を追究し、試行錯誤してきたことは、あたかも弁護士になるための助走期間としても意味があったようにも感じられるということです。

幸運にも、今年から法曹になることができ、しかも、自由法曹団ともご縁があって入団させていただき、喜んでおります。

さて、自由法曹団では、熱海での東京支部総会、福島での5月集会に参加したほか、弾圧学習会、死刑制度廃止を考える勉強会、鷺見先生のお話を聴く学習会、若手向け学習会、女性分科会などに参加させていただきました。

参加してみて感じたことは、地域的にも年代的にも大変層が厚く、物事が組織的に動いているという躍動感、機動力でした。

事件処理に追われる日々ですが、少しでも大所高所からの視点を忘れず、自由法曹団のイベントにも参加できるように努めていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします！

サマーセミナー まもなく開催！

事務局長 早田由布子（旬報法律事務所）

この支部ニュースがお手元に届くころには、サマーセミナー直前になっていることと思います。あらためて概要をお知らせいたします。zoom参加の方はまだ間に合いますので、ぜひお申し込みください。申込みフォームのURLは、支部ML1856メール（7月5日）とML1859メール（7月16日）で流しております。

- 日程 8月23日(金) 13時～ 24日(土) 12時
 1日目 講演 半田滋氏
 「敵基地攻撃と日米一体化～防衛費倍増は国民負担に～」
 取組交流等、夕食懇親会
 2日目 取組交流等
- 場所 和風リゾートホテル KKR 鎌倉わかみや
 住所：〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜 4-6-13 TEL：0467-25-4321
- 費用 宿泊予定の方(1泊2食、会議費含む) ウェブ参加の方(資料代等)
- | | | | |
|---------|---------|-------|-------|
| 76期 | 無料 | 76期 | 無料 |
| 72期～75期 | 1万円 | 75期以上 | 3000円 |
| 67期～71期 | 1万5000円 | | |
| 66期以上 | 2万2000円 | | |

幹事会報告(6月)

日時：2024年6月27日(木)14時30分～

場所：団本部事務所+Zoom

出席者(敬称略)：西田、早田、和田、大井、沼田、浅野、中川、平井、金、藤原

- 1 都議選の選挙運動状況(国民救援会東京都本部藤田事務局長)
 討論
- 2 東京都知事選についての意見交換、報告
 各事務所での取り組みについて
 宣伝行動
 6月28日(金)18時～ 新宿南口
 各事務所や団支部の旗を立てたい。
 7月1日(月)18時～ 中野駅北口
 7月3日(火)9時～ 裁判所前
- 3 育鵬社教科書問題
 - ・本部から支部に要請行動のお願い
 - ・「要請方法について」を参照いただき、各事務所から各区の教育委員会や教科書ネット等の団体に渡してほしい
 - ・西田がFAXニュースを作成する。支部メールでワードデータを送付する。
- 4 報告事項
 - (1) 労働権利討論集会
 - ・6月7日に第1回開催。具体的なテーマの洗い出しをした。

- ・次回8月2日開催予定。各部分会のテーマを決めて、講師を打診する。
- ・集会は11月9日（土）13時から17時30分@ラパスホール及び東京地評会議室
- (2) 地方自治法改正問題への取り組み
 - ・6月18日に可決。
 - ・運用段階で運用させないという取り組みが重要。正確な知識を持って取り組んでいきたい。
- (3) 衆議院憲法審査会傍聴
 - ・不信任決議が発出されたため、中止。
 - ・閉会中審査で国民投票法の議題が出される可能性があるため、注視する必要がある。
- (4) ソフトボール大会実施決定 11月1日（金）
- (5) その他情勢討議
 - ・都知事選情勢報告、対話報告

5 地域幹事会告知

次回幹事会7月22日（月）は三多摩法律事務所での地域幹事会になります。

6 サマーセミナーについて

メイン講師 半田滋氏確定

8月23～24日@鎌倉

- ・グーグルフォームでの申し込みに変更。支部ニュース6月号に申し込み方法を織り込む。

7 その他

(1) ML登録者数増加について

支部ニュースも配信予定。

(2) フェイスブック、ツイッター担当について

(3) 支部ニュース

支部ニュースの原稿を募集中

8 今後の日程

★次回事務局会議 2024年7月12日（金）10時～12時

★次回幹事会 7月22日（水）14時30分～（地域幹事会 於三多摩法律事務所）

幹事会報告（7月）

日時：2024年7月22日(月)14時30分～

場所：三多摩法律事務所+Zoom

出席者（敬称略）：野澤、西田、早田、長尾、吉田、小林、平、富永、橋詰、村松、小口、佐藤宙、井橋、塚本、松尾、平松、藤原、浅野、沼田、和田

オンライン：水口、佐々木、宮澤、中川

第1部 報告

- 1 三多摩法律事務所からの報告（資料：支部ML1864~1865 長尾団員メール）

- ・第3次新横田基地公害訴訟（小口明菜弁護士）

資料参照

- ・サカイ引越センター残業代訴訟（村松暁弁護士）

資料参照

出来高払いではないと判断したポイントは？

→売り上げ高を従業員が左右できるのかという点について詳細に裁判所が認定。原告は被告に立証責任があると強く主張。

従業員から残業代放棄のサインは何人か？

→全員に近いのではないかと思われる。

合意書の中で給与上げるという書類の中に少し出てくるのみで無効であることは確実。

- ・小金井保育園廃園条例 取消訴訟等事件（佐藤宙弁護士）

資料参照。背景として小金井市は5つの保育園があり随時、民営化しようという話があった。

厚生文京委員会で審議、継続審査、本会議継続審査→市長が専決処分して強行してしまった。

専決処分について議会が不承認となり市長辞任。

新市長は、保育園戻す提案→議会否決された。

判例は、先例よりも進み理論的にも素晴らしい。

質疑：当事者にかなり負担が重いものではないか？

→かなり重いと思う。

- ・HPVワクチン薬害訴訟（水口真寿美弁護士）

資料参照。

質疑 SNSで情報が締め出されたという問題には弁護団として抗議したのか。

→薬害オンブズパーソンにより抗議声明を出した。

- ・首都圏建設アスベスト訴訟（井橋毅弁護士）

資料参照

意見：個別事件で使用者責任の追及をしているが、アスベスト判決が悪影響を及ぼすときがある。昭和50年以降なら予見可能性ないでしょうと裁判所が言うことがある。

国賠の判断で使用者責任を考えてしまう裁判官がいるので注意しないといけない。

- ・PFAS問題（富永由紀子弁護士）

現在は、運動はあるが弁護士としての動きはまだという段階である。被害が具体的に見えていない。弁護士数名で議論しているが、リサーチと市民の動き、そしてどうやって弁護士の動きを作るか模索している。市民から、情報収集面で弁護士を頼りたいという意見があった。

質疑

汚染源の特定については、まだ難しい面がある。

訴訟が最終的にあるにしても省庁交渉で弁護士が関わる機会があるかもしれない。

横田基地の公害訴訟でもPFAS被害を主張している。基地内での大規模火災の消火活動、NHK

の特集で横田基地のとなりの農地で高濃度のPFASが発見される。

・三多摩法律事務所の運動について（橋詰団員、平団員）

地域との連携が弱くなったという問題意識があった。10年前くらいから地域を3ブロックに分けて弁護士を振っている。3～4つくらいの市議団との懇談会、民商、土建に学習会の講師として行っている。反対に書記長さんを招いて学習会を行っている。コロナ下を経てオンラインも積極的に取り組んでいる。

各市の議員団との懇親、各市ごとに方針が異なる。思いのほか市議団同市の交流がなく事務所の学習会などが交流の場となっている。

一部を除きおおよそすべての担当地域で市議団と連携して相談会やっている。

2 八王子合同法律事務所からの報告

・赤旗配送ドライバー不当逮捕弾圧事件（松尾文彦弁護士）

日野市内で発生した赤旗配送ドライバーに対する不当逮捕事件。

検察庁の申し入れ

→前日に日野警察の前で抗議行動があり、当日も多くの抗議者が集まったため可能になったのではないかと。

第2部 討議 資料は支部 ML1861 西田幹事長メール

1 都議選報告（資料1）

報告（幹事長）

結果としては惨敗と言わざるを得ない。3位に終わってしまった点について、原因を分析したい。今回は運動自体はやっているにもかかわらず負けてしまったという感覚がある。

討論

蓮舫さんの立候補が遅れたこと、政策の発表も遅れた

共闘も十分ではないという点もあった。

共闘自体は失敗ではなく、引き続き共闘を強める運動を行いたい。

2 地方自治法改正問題への取り組み報告

付帯決議を付けたとはいえ、成立してしまった。運用でたたくたい。

3 中学校公民教科書採択に関する要請（資料3）

各教育委員会に対して要請してほしい。東京でいったん採択されると広がってしまう。

入試問題について育鵬社の教科書で正確な回答できないという話は反応がよい。

4 サマーセミナーについて（資料4）

メイン講師 半田滋氏

google フォームで申し込みをお願いします。

支部メールでも流している。

5 今後の日程

★次回事務局会議 2024年 8月 8日（木）10時～12時

★サマーセミナー 8月23日（金）～24日（土）

- ★次回幹事会 9月26日(水) 14時30分～
- ★本部総会 2024年10月20日～21日 岐阜県・下呂温泉「水明館」
- ★ソフトボール大会 11月 1日(金)

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』
 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかを選んでもいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
 保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
 保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・林
 〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
 TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
 (受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(S.I.P3-08015 2023年9月26日)